

静岡県告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年8月15日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 保安林の所在場所

静岡市葵区田代字下所ノ沢1273

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）